

写

議案第八十号

三朝町長等給与条例の全部改正について

次のとおり三朝町長等給与条例の全部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾四年九月九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町条例第

号

特別職の職号で常勤のもの給与及び旅費に関する条例

三朝町長等給与条例（昭和二十八年三朝町条例第十八号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十三年法律第六十七号）第二百四条第三項の規定に基づき、次に掲げる特別職の職員で常勤の者（以下「特別職の職員」という。）の給与及び旅費の支給について、必要な事項を定めるものとする。

一 町長

二 助役

三 収入役

四 固定資産評価員

（給与）

第二条 特別職の職員に支給する給与は、給料、期末手当及び寒冷地手当とする。

(給料)

第三条 特別職の職員の給料月額は、別表第一のとおりとする。

(期末手当及び寒冷地手当)

第四条 特別職の職員の期末手当及び寒冷地手当の額は、給料月額に三朝町職員の給与に關する条例(昭和二十八年三朝町条例第二十五号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。

(旅費)

第五条 特別職の職員の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表第二のとおりとする。

(給与及び旅費の支給方法)

第六條 特別職の職員の給与及び旅費の支給方法については、一般職の職員の給与及び旅費の支給方法の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十四年 **11**月 **1**日から施行する。

(寒冷地手当の支給額に関する経過措置)

2 特別職の職員に支給する寒冷地手当の額は、給与条例第 **21** 条第 **2** 項の規定により算出するものとした場合における支給額が、基準日において当該職員の受ける給料月額に百分の二十を乗じて得た額（以下「定率額」という。）に達しないこととなるものについては、給与条例第 **21** 条第 **2** 項及び三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十四年三朝町条例第二号）附則第三項の規定にかかわらず、当分の間、定率額をもつて支給額とする。

別表第一

職名	給料月額
町長	一三八〇〇〇円
助役	一〇四〇〇〇円
収入役	九二〇〇〇円
固定資産評価員	八五〇〇〇円

別表第二

職名	鉄道賃		船賃	航空賃	車賃 (二音につき)	日当 (一日につき)	宿泊料		食卓料 (二夜につき)
	県内	県外					県内	県外	
町長	普通旅客	普通旅客	普通旅客	現つた支	七円	六〇〇円	二四〇〇円	三〇〇〇円	六〇〇円
助役	普通旅客	普通旅客	普通旅客	現つた支	七円	六〇〇円	二四〇〇円	三〇〇〇円	六〇〇円
収入役	別及特別料	別及特別料	別及特別料	旅客運賃	七円	六〇〇円	二四〇〇円	三〇〇〇円	六〇〇円
固定資産評価員					七円	六〇〇円	二四〇〇円	三〇〇〇円	六〇〇円